

<実質的支配者について>

法人のお客さまのお取引においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、実質的支配者さまについての確認が必要になります。

1. 実質的支配者とは
実質的支配者とは、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある個人をいいます。
2. 実質的支配者の判定方法と記載方法
実質的支配者の判定は、以下のとおりとなります。
該当する方の「氏名」「住所」「生年月日」等についてご申告ください。

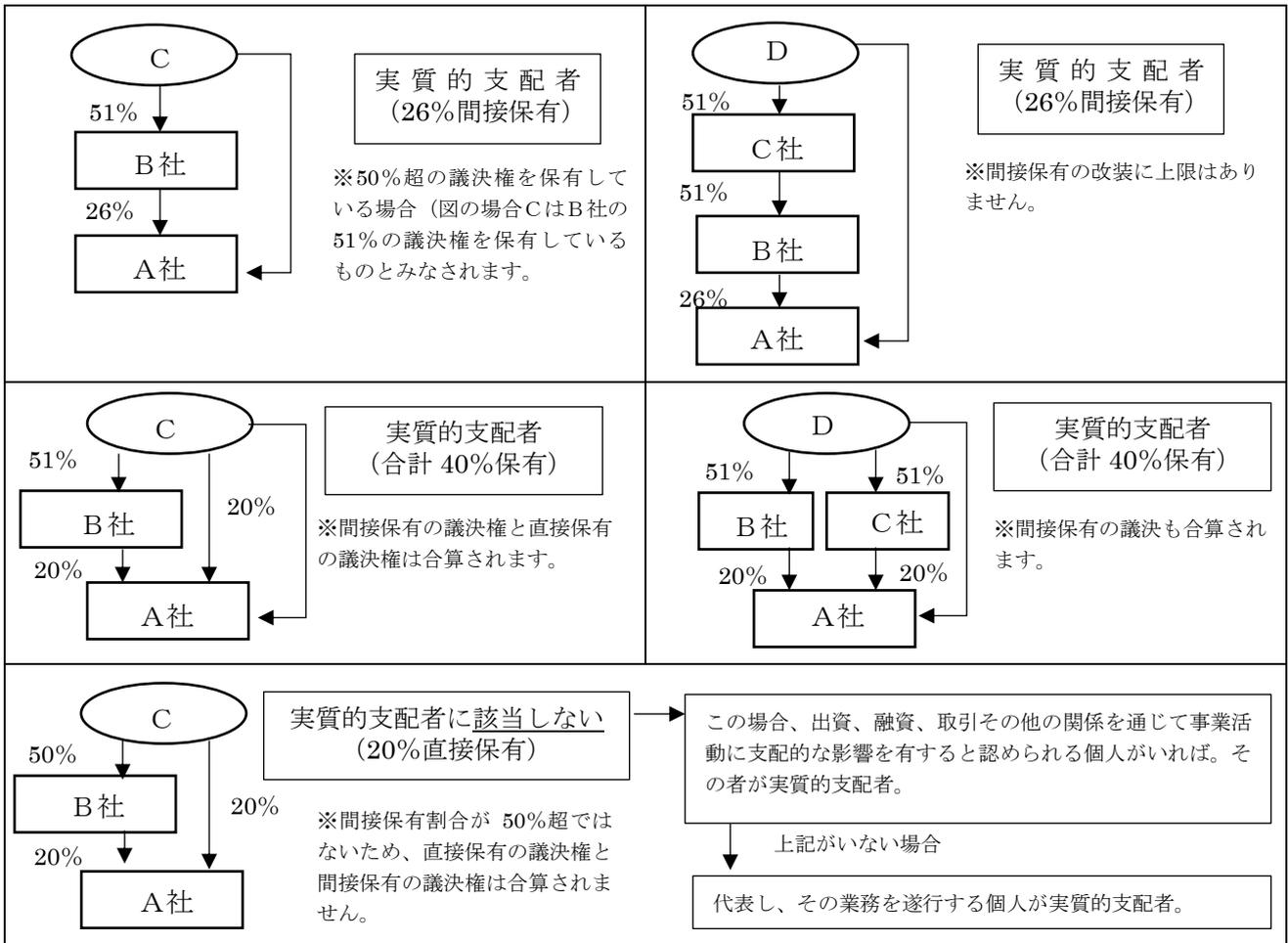
お客さまが国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業、法人格を持たない社団、財団の場合
実質的支配者の確認は不要となります。

お客さまが資本多数決の原則を採用する法人の場合	お客さまが資本多数決の原則を採用する法人でない場合
株式会社、有限会社（特例有限会社）、特定目的会社、投資法人等	一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、学校法人、医療法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、合名会社、合資会社、合同会社、協同組合、信用組合等
<p>議決権の 50%超を直接、間接的(※1)に保有する個人がいますか</p> <p>→ いる場合 → 当該個人 (1名のみ) ※2</p> <p>↓ いない場合 ↓</p> <p>議決権の 25%を直接、間接的(※1)に保有する個人がいますか</p> <p>→ いる場合 → 当該個人 (複数名いる場合は全員) ※2</p> <p>↓ いない場合 ↓</p> <p>出資・融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいますか</p> <p>→ いる場合 → 当該個人 (複数名いる場合は全員)</p> <p>↓ いない場合 ↓</p> <p>法人を代表し、その業務を執行する個人</p>	<p>収益・財産総額の 50%超の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している個人がいますか</p> <p>→ いる場合 → 当該個人 (1名のみ) ※2</p> <p>↓ いない場合 ↓</p> <p>収益・財産総額の 25%超の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している個人がいますか</p> <p>→ いる場合 → 当該個人 (複数名いる場合は全員) ※2</p> <p>又は(※3)</p> <p>出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する個人がいますか</p> <p>→ いる場合 → 当該個人 (複数名いる場合は全員)</p> <p>↓ いない場合 ↓</p> <p>法人を代表し、その業務を執行する個人</p>
<p>※実質的支配者が上場会社とその子会社、国、地方公共団体に該当する場合は、個人とみなします。「お名前」欄にその名称を、「住所」の欄に本店・主たる事務所の「所在地」をご記入ください。生年月日欄の記入は不要です。</p>	

- ※1 他の法人の議決権を 50%超有している場合は、その法人の有している議決権を保有しているものとみなします。
議決権の 50%超を有する法人が「国等」に該当する場合は、その法人が実質的支配者となります。間接的な議決権保有の例を参照ください。
- ※2 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除きます。
- ※3 いずれとも「いる」の場合、両者が実質的支配者になります。

3. 個人とみなされる者
以下に該当する者またはその子会社（会社法上の子会社）は、実質的支配者の判断において個人と見なされます。
 - ・国
 - ・地方公共団体
 - ・法人格をもたない社団、財団
 - ・独立行政法人
 - ・外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行または我が国が加盟している国際機関
 - ・上場会社等

<間接的に保有する個人の例>



<外国 PEPs について>

※外国の元首及び外国の政府、中央銀行、その他これに類する機関において重要な地位を占める方(過去に対象であった方も含みます)

- 対象
 - ・ 国家元首
 - ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・ 我が国における衆参議院議長・副議長に相当する職
 - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・ 我が国における特命全権大使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・ 我が国における統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長等
 - ・ 中央銀行の役員
- 家族の範囲
 - ・ 配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子